第二百十条第二項	電子抗告提起通知書 電子抗告許可申立て通知書	抗告提起通知書 抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（家事事件手続規則の一部改正）

第四条　家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一編　略］ 第二編　家事審判に関する手続 第一章　総則 第一節　家事審判の手続 ［第一款～第三款　略］ 第四款　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条の四） ［第五款～第八款　略］ ［第二節～第五節　略］ ［第二章　略］ ［第三編・第四編　略］ 附則	目次 ［第一編　同上］ 第二編　［同上］ 第一章　［同上］ 第一節　［同上］ ［第一款～第三款　同上］ 第四款　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条） ［第五款～第八款　同上］ ［第二節～第五節　同上］ ［第二章　同上］ ［第三編・第四編　同上］ 附則
（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項） **第一条**　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名（当該書面がその提出により家事事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。 ［一～五　略］ ［2　略］ （裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出） **第二条**　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。 ［一　略］ 二　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号。以下「法」という。）第三十八条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（第二十六条の二第二項において「秘匿事項届出書面」という。） ［三～五　略］ ［2・3　略］ （催告及び通知） **第三条の二**　家事事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。 2　裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を家事事件の記録上明らかにしなければならない。	（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項） **第一条**　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。 ［一～五　同上］ ［2　同上］ （裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出） **第二条**　［同上］ ［一　同上］ 二　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号。以下「法」という。）第三十八条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面 ［三～五　同上］ ［2・3　同上］ ［新設］